

「ノネコ」とは何か：その定義と実態

令和4年9月16日付の自然環境局長通知によると、「ノネコ」とは「飼主の元を離れて常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している個体」とされる。この定義に基づけば、「ノネコ」とは、山野に常棲し、野生生物ばかりを捕食するネコに限定され、飼いネコや餌を与えられているノラネコは該当しない。実際、徳之島のノネコの糞を用いた食性調査(Maeda et al., 2019)では、キャットフードを摂取していることが確認されており、「専ら野生生物を捕食している」という条件を満たさないことが示唆されている。これにより、本事業で「ノネコ」とされる個体は定義に合致せず、不適切かつ矛盾を含んでいる。さらに、NPO法人ゴールゼロ理事・墨田氏の証言によると、「捕獲されるネコの多くは耳カットされており、飼い主や世話をしていた人が存在したと推測されるほど人馴れしている」とのことから、本事業で「ノネコ」とされる個体は実際にはノラネコや飼いネコである可能性が高い。

ノネコの判別なしに行う捕獲の問題点

「ノネコ」は『鳥獣法』により狩猟鳥獣に指定されている一方で、飼いネコやノラネコは『動愛法』によって保護される愛護動物であり、保護目的以外での捕獲や駆除は認められていない。しかし、本事業ではノネコを捕獲するとしながらも、実際にはノネコ、飼いネコ、ノラネコの区別なく捕獲され、捕獲後の選別も実施されていない。許可なく飼いネコを捕獲し譲渡する行為は、飼い主の所有権を侵害する可能性があり、法的・倫理的に大きな問題を孕んでいる。さらに、捕獲されたネコの写真が公開されていないため、飼い主が知らぬ間に譲渡や殺処分が行われる危険性がある。また、「ノネコ」の法的位置づけや定義には明確な区別が存在するにも関わらず、「ノラネコ、外で飼われている飼いネコがノネコと判断される基準は策定していない」ことが、内閣答弁書(内閣参質二一〇第一五号令和四年十月十八日参議院議員塩村あやか君提出「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」に関する質問に対する答弁書)でも示されている。明確な基準のないまま捕獲されたネコ全てが不作為かつ恣意的な解釈により「ノネコ」として扱われている状況は極めて不適切である。さらに沖縄県においても、県職員が「外にいるネコは全てノネコ」との誤った説明を県議会議員に行い、伊江村ではTNR事業で不妊手術を受けたネコへの餌やりを住民に禁ずるなど、本事業における「ノネコ」の誤用・乱用が他の自治体行政のミスリードや混乱を引き起こす原因となっている。そのため、捕獲対象の明確な定義と適切な基準の策定が急務である。現時点で「ノネコ」と確認された捕獲個体は1匹もおらず、事業の根拠自体に強い疑問が残る。「ノネコ管理計画」という事業名称が不適切であり、早急に見直しが求められる。

環境省の希少種偏重と動物愛護軽視

環境省をはじめとする関係行政機関は、捕獲されたネコの一時収容後の対応にあまりにも無責任である。特に保護・譲渡においてはNPO法人ゴールゼロがほぼ全ての労力と資金を負担しており、行政の実質的な支援は皆無である。また、小笠原の『山域捕獲ネコ一時飼養施設』のように、積極的な譲渡活動に取り組んでいる例を参考にする姿勢が見られない点も問題である。

希少野生生物保護に従事する一研究者として、希少種が生息する森林部からネコを移動させることに異論はない。しかし、捕獲されるのが明らかにノラネコである場合、譲渡(里親制度)を充実させる方が効果

的であると考え。予算をこの方向に重点的に配分すれば、希少種保護と動物愛護の両立が可能となり、世界自然遺産地域で生じた問題に対する解決策として、国際的にも高く評価されるバランスの取れた施策が実現できるであろう。

また、環境省が強引に本事業を推し進める背景には、予算縮小に直面している「マングース防除事業」の代替として推進されている可能性が高い。「ノネコ」を狩猟鳥獣として扱うことで動愛法の適用を回避し、殺処分ゼロという省の方針とも整合性を保ちながら、継続的に予算確保できる、環境省にとって都合のよい外来種管理策となっていると推測される。

結論

本事業における「ノネコ」の取り扱い、法令違反の可能性があり、公共事業としての効率性にも疑問を呈する。捕獲対象や選別基準の不明確さは、予算の無駄遣いや資源配分の非効率を招き、公共資金の適正利用が損なわれるのみならず、事業目的の達成自体が危うくなる。このため、予算執行には法的・経済的に正当性を欠いている。したがって、本事業の再評価と見直しを強く求める。仮に本事業が継続される場合には、事業名を「ノネコ管理計画」から「ネコ管理計画」に改め、ノネコの誤用・乱用を速やかに是正するよう要求する。